

沼田工業団地分譲要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沼田町が地域産業の振興及び雇用の創出を図るために整備した工業団地の分譲に関し、必要な事項及び手続きを定めることにより、適正かつ円滑な企業立地を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「工業団地」 沼田町が企業立地のために造成した土地で、町長が別に定める区域をいう。
- (2)「分譲地」 前号に規定する工業団地のうち、町が売り渡す土地をいう。
- (3)「適格企業」 製造業、加工業、IT・情報通信業、その他町長が適当と認める事業者をいう。
- (4)「操業」 当該分譲地において、本来の事業を開始することをいう。
- (5)「譲受者」 町と分譲地の売買契約を締結した者をいう。

(分譲対象者)

第3条 分譲地の分譲を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 適格企業であること。
- (2) 事業計画が地域産業振興に資するものであること。
- (3) 租税公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等の排除に関する法令を遵守していること。
- (5) 環境保全に関し適正な措置を講ずる能力を有すること。

(分譲地及び分譲価格)

第4条 分譲地及びの価格は、次に定めるとおりとする。

- (1)分譲地 沼田工業団地
五ヶ山工業団地
- (2)分譲価格 410円/m²

(申請)

第5条 分譲地の分譲を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 工業団地分譲申請書
- (2) 事業計画書(建築計画・操業計画・環境対策計画を含む)
- (3) 直近3年分の決算書(新設法人の場合はこれに代わる書類)

- (4) 暴力団等排除に係る誓約書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(審査)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、必要に応じ審査会を設け、事業の公益性、環境への配慮、雇用効果等を審査するものとする。

2 町長は、審査の結果に基づき、分譲の可否を決定し、申請者に通知する。

(契約の締結)

第7条 分譲決定を受けた者(以下「譲受者」という。)は、町長が指定する期日までに土地売買契約を締結し、分譲代金を支払わなければならない。

2 契約締結後、町長は分譲地を引き渡すものとする。

(用途制限)

第8条 分譲地は、工場又は事業所としての用途(以下「指定用途」という。)に供しなければならない。

2 次の用途に供することはできない。

- (1) 宗教施設
- (2) 遊興・娯楽施設
- (3) 住宅その他これに類する施設
- (4) その他町長が不相当と認める用途

3 用途を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(指定用途に供すべき時期)

第9条 譲受者は、売買契約締結の日から5年以内を目途に必要な工事を完了し、指定用途に供しなければならない。

2 やむを得ない理由がある場合は、町長が期限の延長を認めることができる。

(指定用途に供すべき期間)

第10条 譲受者は、土地を前条に定める期限10年間(以下「指定期間」という。)引き続き指定用途に供するものとする。

2 ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(土地の譲渡禁止等)

第 11 条 譲受者は、土地の所有権を第三者に移転し、又は土地を第三者に貸し付けてはならない。
2 譲受者は、指定期間満了の日までに土地を担保に供したときは、遅滞なくその旨を町に通知しなければならない。

(指定期間満了後の譲渡等の承認義務)

第 12 条 譲受者は、指定期間満了後であっても、土地の全部又は一部の所有権を第三者に移転し、又は土地を第三者に賃貸しようとするときは、事前に町の承認を受けなければならない。
2 町は、当該譲渡又は賃貸が工業団地の健全な運営、地域産業の振興又は公共の利益を損なうおそれがあると認める場合には、承認をしないことができる。

(買戻し及び違約金)

第 13 条 譲受者が次のいずれかに該当する場合は、町は契約を解除し、土地の買戻しを行うことができる。
(1) 第 8 条(用途制限)に違反したとき
(2) 第 9 条(建築期限・操業期限)を遵守しないとき
(3) 第 10 条(転売禁止)に違反したとき
(4) その他契約に違反したとき
2 買戻しができる期間は、この契約締結の日から 10 年とする。
3 前項の規定により買戻しを行う場合、取得者は土地売買代金の 10%を違約金として町に納付しなければならない。

(環境保全)

第 14 条 譲受者は、操業に当たり、騒音、振動、排水、廃棄物等に関し、法令及び町の指導に基づく必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

工業団地分譲申請書

年 月 日

沼田町長 横山 茂 様

住 所

企業名

代表者

印

下記により、沼田工業団地分譲用地を譲り受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

工業団地名	
申込面積	
企業名	
本社所在地	
代表者氏名	
事業の内容	
資本金	
従業員数	
年間売上高	
創業年月日	
主要製品名	